

消 安 全 第 409 号
令和 2 年 11 月 26 日

都道府県・政令指定都市 消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者安全課長
(公 印 省 略)

収れん火災に関する注意喚起について（依頼）

平素より、消費者行政の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本日、別添により消費者に向けた注意喚起「鏡やガラス玉で起こる『収れん火災』に注意！一日差しが部屋の奥まで届く冬場に発生していますー」の公表を行いました。関連して、同日に「消費者庁 Twitter」、「消費者庁 Facebook」でも発信しました。

各地方公共団体におかれましては、収れん火災による事故防止のため、別添資料を御活用いただき、管内の消費者に対する周知・啓発に御協力をお願いいたします。

なお、本通知の内容につきましては、管内の市区町村へ御周知くださいますようお願いいたします。

<本件問合せ先>

消費者庁消費者安全課 朝倉、睦門（むつかど）

TEL：03-3507-9137（直通）